

都道府県
各指定都市衛生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省医政局医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
医療関係施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」という。）では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年6月12日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の長期運転資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、当該優遇融資の条件について、貸付限度額等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった医療関係施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、医療関係施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等については、下記の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

（独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863
※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403



お問い合わせフォーム：
<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-mform/>

※ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【担当連絡先（自治体担当者向け）】 厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係
代表電話：03-5253-1111（内線2671） 直通電話：03-3595-2261

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった 医療関係施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、更なる拡充として、貸付金限度額及び貸付利率の拡充等を行います。

※今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

○長期運転資金

		(2)本件による優遇融資の更なる拡充	
		※ 令和2年2月以降、前年同月と比較し、<u>医療収入が30%以上減少した月が1月以上ある施設のみ対象</u> ((2)の対象とならない場合は、従来通り(1)の条件)	
融資率	100%	100%	
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)	15年以内 (5年以内)	
貸付利率 (令和2年9月16日現在)	当初5年間 ①～③まで：無利子/①～③超の部分は0.200% ①コロナ対応を行う医療機関： 「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関： 「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設： 病院1億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円 ≪6年目以降≫0.200%	当初5年間 ①～③まで：無利子/①～③超の部分は0.200% ①コロナ対応を行う医療機関： 「病院2億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関： 「病院2億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設： 病院2億円、診療所5,000万円 、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円 ≪6年目以降≫0.200%	
貸付金の限度額	病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方	病院10億円、診療所5,000万円 、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方	
無担保	①コロナ対応を行う医療機関： 「病院3億円、診療所4,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関： 「病院3億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設： 病院3億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円	①コロナ対応を行う医療機関： 「病院6億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関： 「病院6億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設： 病院6億円 、老健・介護医療院1億円、 診療所5,000万円 、それ以外の施設4,000万円	

(※) 既往貸付金については、当面6か月の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間(最長3年6か月)の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。